

減免区分	団体等	備考
施設使用料、附属設備使用料及びホールの冷暖房料を免除	規則第3条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に該当する団体	
	美濃加茂市文芸連盟	
	美濃加茂市美術連盟	
	美濃加茂市芸能連盟	
	美濃加茂市茶華道連盟	
	美濃加茂少年少女合唱団	
	美濃加茂市地区連合PTA	
	美濃加茂市青少年育成市民会議	
	美濃加茂市社会教育視聴覚協議会	
	美濃加茂市子ども会育成連絡協議会	
	みのかも「声のドラマ」の会	市の委託事業並びに森の朗読会及びフェスティバルの練習で発表の直近3月のうち3回分に限る。
MT夢クラブ21	当該月の使用回数のうち2分の1を超えない範囲に限る。	
施設使用料を免除	規則第3条第1項第3号の規定に該当する団体	
	美濃加茂市内の単位自治会	ホール（ホワイエを含む。）、楽屋、リハーサル室は除く。
施設使用料の2分の1を減額	規則第3条第2項の規定に該当する団体	
	MT夢クラブ21	当該月の使用回数のうち2分の1を超えた活動に限る。